

○国土交通省令第七十二号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十六号）第八条第二項、第九条の五第二項、第十条の四第二項及び第十八条の四第二項、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第三十六号）附則第九条第五項並びに民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第四百十九号）第三条第一項及び第四条第一項の規定に基づき、並びに海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十条の三及び第十九条の二十一第一項の規定を実施するため、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年八月三十一日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部改正）

第一条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移

動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。



改正後

(油記録簿)

第十一条の三 (略)

2 (略)

3|| 第一項の表の下欄に掲げる事項が、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られるものであつて、告示で定める基準に適合するものに限る。第十二条の三十第三項、第十二条の二十四、第十二条の三の六第二項、第十二条の十七の二第四項、第十二条の十七の五の二第二項及び第十二条の十七の六第二項において同じ。)に記録される場合は、当該記録をもつて法第八条第二項に規定する油記録簿への記載に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該油記録簿とみなす。

4・5|| (略)

(有害液体物質記録簿)

第十二条の二十 (略)

2 (略)

3|| 第一項の表の下欄に掲げる事項が、電磁的記録に記録される場合は、当該記録をもつて法第九条の五第二項に規定する有害液体物質記録簿への記載に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該有害液体物質記録簿とみなす。

4・5|| (略)

(例外的な船舶発生廃棄物の排出に係る記録)

第十二条の二十四 国際航海に従事する船舶の船長は、当該船舶において事故その他の理由による例外的な船舶発生廃棄物の排出を行ったときは、次に掲げる事項を航海日誌に記載するものとする。ただし

改正前

(油記録簿)

第十一条の三 (略)

2 (略)

(新設)

3・4|| (略)

(有害液体物質記録簿)

第十二条の二十 (略)

2 (略)

(新設)

3・4|| (略)

(例外的な船舶発生廃棄物の排出に係る記録)

第十二条の二十四 国際航海に従事する船舶の船長は、当該船舶において事故その他の理由による例外的な船舶発生廃棄物の排出を行ったときは、次に掲げる事項を航海日誌に記載するものとする。ただし

、法第十条の四第二項の規定により、船舶発生廃棄物記録簿にこれらに相当する事項の記載を行った場合（第十二条の三の六第二項の規定により、電磁的記録に記録を行った場合を含む。）は、この限りでない。

一〇四（略）

（船舶発生廃棄物記録簿）

第十二条の三の六（略）

2 前項の表の下欄に掲げる事項が、電磁的記録に記録される場合は、当該記録をもつて法第十条の四第二項に規定する船舶発生廃棄物記録簿への記載に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該船舶発生廃棄物記録簿とみなす。

3・4（略）

（海洋施設の油記録簿等）

第十二条の十七の二（略）

2・3（略）

4 第二項の表及び第三項の表の下欄に掲げる事項が、電磁的記録に記録される場合は、当該記録をもつて法第十八条の四第二項に規定する油記録簿又は有害液体物質記録簿への記載に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該油記録簿又は有害液体物質記録簿とみなす。

5・7（略）

（入域等のときにおける窒素酸化物の放出量に係る放出基準に係る記録）

第十二条の十七の五の二（略）

2 前項各号に掲げる事項が、電磁的記録に記録される場合は、当該記録をもつて前項に規定する航海日誌への記載に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録に記録された事項は、当該航海日

、法第十条の四第二項の規定により、船舶発生廃棄物記録簿にこれらに相当する事項の記載を行った場合は、この限りでない。

一〇四（略）

（船舶発生廃棄物記録簿）

第十二条の三の六（略）

（新設）

2・3（略）

（海洋施設の油記録簿等）

第十二条の十七の二（略）

2・3（略）

（新設）

4・6（略）

（入域等のときにおける窒素酸化物の放出量に係る放出基準に係る記録）

第十二条の十七の五の二（略）

（新設）

誌に記載されたものとみなす。

(燃料油の使用に係る記録)

第十二条の十七の六 (略)

2|| 前項各号に掲げる事項が、電磁的記録に記載される場合は、当該記

録をもつて前項に規定する航海日誌への記載に代えることができる。

この場合において、当該電磁的記録に記載された事項は、当該航海日誌に記載されたものとみなす。

(燃料油の使用に係る記録)

第十二条の十七の六 (略)

(新設)

(船員法施行規則の一部改正)

第二条 船員法施行規則(昭和二十二年運輸省令第二十三号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。



改正後

(航海日誌)

第十一条 (略)

② 航海日誌には、航海の概要を第四表に記載するほか、次に掲げる場合にあつては、その概要を第五表に記載しなければならない。

一、十九 (略)

二十 国際航海に従事する船舶(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第十二条の十七の五の二第一項ただし書の船舶を除く。)が海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令(昭和四十六年政令第二百一号)第十一条の七の表第一号上欄に掲げる海域に入域し、若しくは当該海域から出域するとき又は当該海域内において原動機を始動し、若しくは停止するとき。

二十一・二十二 (略)

③・④ (略)

改正前

(航海日誌)

第十一条 (略)

② 航海日誌には、航海の概要を第四表に記載するほか、次に掲げる場合にあつては、その概要を第五表に記載しなければならない。

一、十九 (略)

二十 国際航海に従事する船舶(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第十二条の十七の五の二ただし書の船舶を除く。)が海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令(昭和四十六年政令第二百一号)第十一条の七の表第一号上欄に掲げる海域に入域し、若しくは当該海域から出域するとき又は当該海域内において原動機を始動し、若しくは停止するとき。

二十一・二十二 (略)

③・④ (略)

(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令の一部改正)

第三条 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令(平成十六年国

土交通省令第九十三号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。



改正後	<p>附則 (オゾン層破壊物質記録簿) 第二十四条の三 (略)</p> <p>2 前項の表の下欄に掲げる事項が、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られるものである)であつて、告示で定める基準に適合するものに限る。)に記録される場合は、当該記録をもつて改正法附則第九条第五項に規定するオゾン層破壊物質記録簿への記載に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該オゾン層破壊物質記録簿とみなす。</p>
改正前	<p>附則 (オゾン層破壊物質記録簿) 第二十四条の三 (略) (新設)</p>

(国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正)

第四条 国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年国土交通省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。



改正後

別表第一（第三条及び第四条関係）

<p>(略)</p> <p>海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号）</p>
<p>(略)</p> <p>第九条の十四第一項、第九条の二十、第十六条第一項及び第三項、第十九条の二十一の二並びに第十九条の三十五の四第三項並びに第十九条の十五第三項（第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）、第十九条の四十九第三項及び第四十三条の九第二項において準用する船舶安全法第二十五条の五十三第一項及び第二十五条の五十九</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>第二十条第七項において準用する船舶安全法第二十五条の五十三第一項及び第二十五条の五十九</p>

改正前

別表第一（第三条及び第四条関係）

<p>(略)</p> <p>海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号）</p> <p>海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第三十六号）</p>
<p>(略)</p> <p>第八条第一項及び第三項、第九条の五第一項及び第三項、第九条の十四第一項、第九条の二十、第十六条第一項及び第三項、第十九条の二十一の二並びに第十九条の三十五の四第三項並びに第十九条の十五第三項（第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）、第十九条の四十九第三項及び第四十三条の九第二項において準用する船舶安全法第二十五条の五十三第一項及び第二十五条の五十九</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>第二十条第七項において準用する船舶安全法第二十五条の五十三第一項及び第二十五条の五十九</p> <p>附則第九条第四項</p>

別表第二（第五条及び第六条）

<p>(略)</p> <p>海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律</p>	<p>(略)</p> <p>第九条の二十、第十六条第二項、第十九条の二十一の二及び第十九条の三十五の四第三項並びに第十九条の十五第三項（第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）、第十九条の四十九第三項及び第四十三条の九第二項において準用する船舶安全法第二十五条の五十九</p>
<p>(略)</p> <p>国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号）</p>	<p>(略)</p> <p>第二十条第七項において準用する船舶安全法第二十五条の五十九</p>

別表第二（第五条及び第六条）

<p>(略)</p> <p>海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律</p>	<p>(略)</p> <p>第八条第二項、第九条の五第二項、第九条の二十、第十六条第二項、第十九条の二十一の二及び第十九条の三十五の四第三項並びに第十九条の十五第三項（第十九条の四十六第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）、第十九条の四十九第三項及び第四十三条の九第二項において準用する船舶安全法第二十五条の五十九</p>
<p>(略)</p> <p>国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号）</p> <p>海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第三十六号）</p>	<p>(略)</p> <p>第二十条第七項において準用する船舶安全法第二十五条の五十九</p> <p>附則第九条第五項</p>

附 則

この省令は、令和二年十月一日から施行する。